

論点整理にあたっての意見

令和元年8月29日

一般社団法人 日本食品添加物協会

上田 要一

第4回食品添加物表示制度に関する検討会で行われる論点整理にあたり、以下の意見を提出します。

1. 食品添加物表示制度の現状を十分に検証すべき

消費者ヒアリング及び事業者ヒアリングにおいて、現在の表示制度の変更を求める意見も提出された一方で、現在の表示制度の維持を求める意見が多数提出されております。また、現制度の丁寧な検証を求める意見も提出されております。これらの意見と消費者意向調査の結果、第2回検討会で委員から示された事業者に寄せられる食品添加物についての問い合わせ数の調査結果等を踏まえ、以下の検証を行うべきと考えます。

- (1) 現制度の定着状況についての検証。
- (2) 現在の表示の見やすさ、分かりやすさについての検証。
- (3) 表示量を増やした場合の食品表示事項全体の視認性に対する影響についての検証。

2. 食品事業者の実行可能性につき十分に検証すべき

第3回検討会における事業者ヒアリング結果及び委員の意見により、食品表示制度の頻繁な見直しが事業者への大きな負担になっていることが示されております。

食品添加物表示制度を変更した場合には広範な事業者に大きな影響を及ぼすと考えられます。検討にあたっては、中小事業者を含めた食品事業者の実行可能性について十分な検証が必要と考えられます。

3. 食品添加物に係る無添加・不使用表示の禁止を論点にすべき

消費者ヒアリング及び事業者ヒアリングの結果、無添加・不使用表示の現状について改善を求める意見が多数提出されました。

無添加・不使用の強調表示については、“使用していない旨が事実であること”は当然のこととして、“消費者の方々の誤認を招くものであってはならない”と考えます。

無添加・不使用表示は、食品添加物を使用した食品の安全確保に向けた国の取り組みについての理解を妨げており、また、表示の対象が不明確な場合があったり、当該食品中に他の食品添加物が使用されていない、食品添加物の使用量が少ない、同一物質が含有されていない等の消費者の方々のさまざまな誤認につながっていると考えられるため、禁止とする前提で検討を行うべきと考えます。

4. 行政によるリスクコミュニケーションと情報提供のあり方を論点とすべき

- (1) 第1回の検討会での参考資料で示したように、食品添加物の安全性に対して漠然とした不安を持っている消費者の方々は多いと考えられます。消費者意向調査結果によれば、64.2%の方々が、「国により認められたものが食品添加物として使用されている」ことを知らないという結果になっています。表示制度の見直し以前の課題として、食品添加物のリスク評価やリスク管理の仕組みについての理解促進があると考えられます。

※参考資料①：食品添加物のリスク評価（日本食品添加物協会まとめ）

- (2) 第1回検討会において、食品添加物についての理解促進に向けた教育が必要との意見が複数の委員より出されました。また、学校教育における食品添加物表示教育の強化が必要との意見もありました。消費者ヒアリングでは、学校教育での普及・啓発不足が指摘されております。事業者ヒアリングにおいても食品添加物の有用性・安全性の普及・啓発が課題であるとの意見が提出されております。

表示制度についての教育も重要と思われませんが、学校教育においては食品添加物の必要性、及び「国により認められたものが食品添加物として使用されている」旨についての教育が必要と考えます。

※参考資料②：「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）

- (3) 行政によるリスクコミュニケーションの推進、学校教育による普及・啓発、及び事業者による情報提供を含め、幅広い観点から、食品添加物についての普及・啓発の手段について議論すべきと考えます。議論に際し、リスクコミュニケーションの現状と課題、学校教育における食品添加物に関する情報提供の現状について食品安全委員会と文部科学省の関係者からヒアリングを行い、各省庁が連携した取り組みに繋げて頂くことを提案します。

以 上

食品添加物のリスク評価

1. 安全性に関する法規
食品安全基本法／食品衛生法
2. 安全性評価指針
要求される試験項目
3. 安全性を確認する試験
一般毒性試験／特殊毒性試験
4. リスク評価
使用基準の設定方法
5. 安全性を確保する組織
安全性を担保する活動



1. 安全性に関する法規

①食品の安全の確保

リスク分析手法の採用

【食品安全基本法 第3条】

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

【食品安全基本法 第5条】

食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ**科学的知見に基づいて必要な措置が講じられる**ことによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

②食品添加物等の販売等の禁止

ポジティブリスト制の採用

【食品衛生法 第10条】

人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2. 食品安全評価指針

要求される試験項目

別表 添加物の評価に必要な資料一覧

項目	指定	基準改正
評価対象添加物の概要		
1 名称及び用途	○	○
2 起源又は発見の経緯	○	△
3 諸外国における使用状況	○	○
4 国際機関等における評価	○	△
5 物理化学的性質	○	△
6 使用基準案	○	○
7 その他	△	△
安全性に係る知見		
1 体内動態試験	○	△
2 毒性		
(1) 亜急性毒性試験及び慢性毒性試験	○	△
(2) 発がん性試験	○	△
(3) 1年間反復投与毒性/発がん性併合試験	○	△
(4) 生殖毒性試験	○	△
(5) 出生前発生毒性試験	○	△
(6) 遺伝毒性試験	○	△
(7) アレルゲン性試験	○	△
(8) 一般薬理試験	○	△
(9) その他の試験	△	△
3 ヒトにおける知見	○	△
4 一日摂取量の推計等	○	○

(注1) 食品安全委員会による食品健康影響評価の行われた添加物の使用基準改正に当たっては、「基準改正」の資料を提出すること。一方、食品安全委員会による食品健康影響評価のなされていない添加物については、原則として添加物の指定のための評価に必要な資料を提出する。

(注2) ○印は添付すべき資料。△印は新たな知見がある場合等必要な場合に添付すべき資料を示す。

(注3) 慢性毒性/発がん性併合試験をげっ歯類1種について実施した場合には、慢性毒性試験及び発がん性試験のげっ歯類1種についての試験を省略することができる。

添加物に関する食品健康影響評価指針

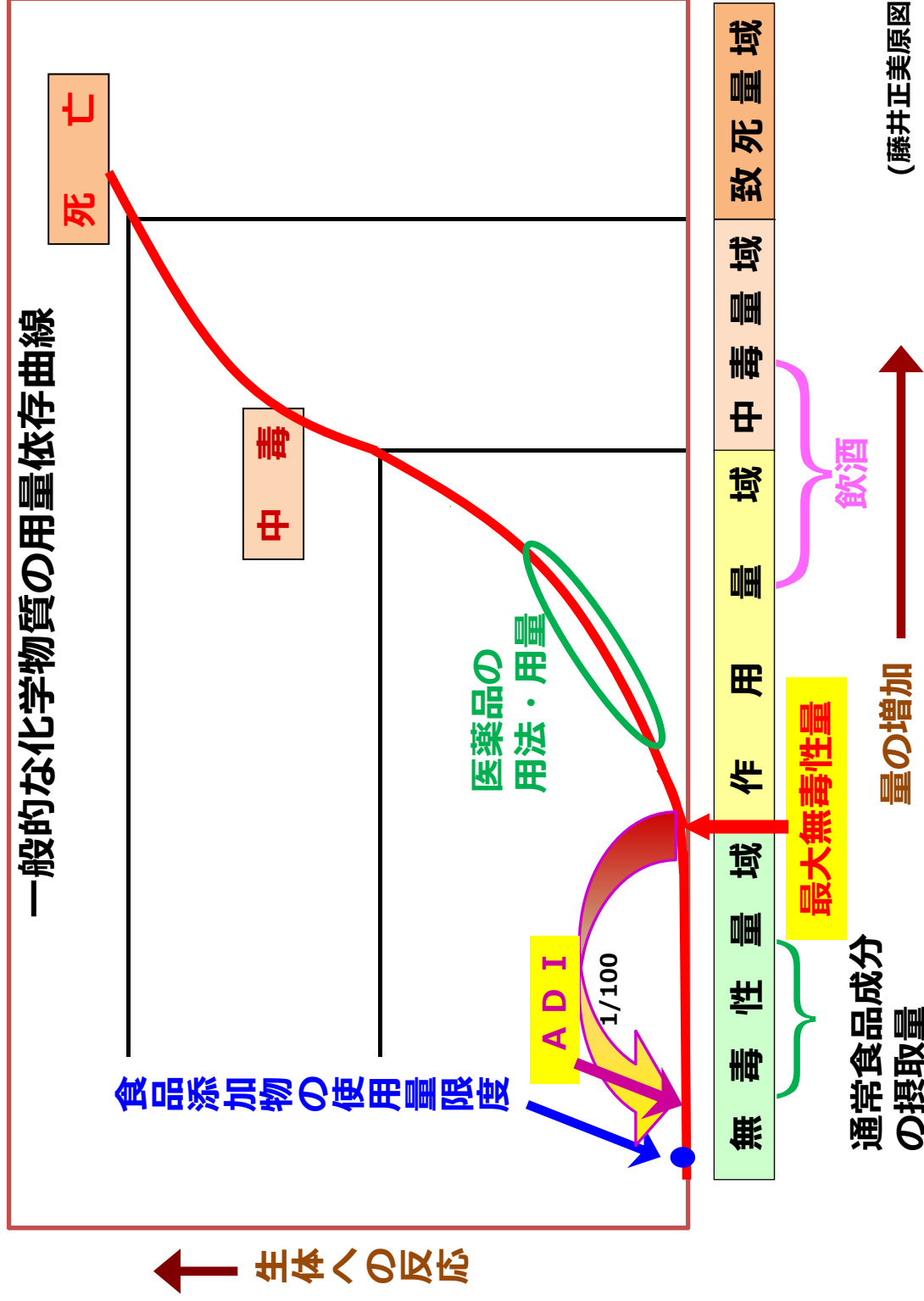
2010年5月
(2017年7月改正)

食品安全委員会

3. 安全性を確認する試験

一般毒性試験／特殊毒性試験

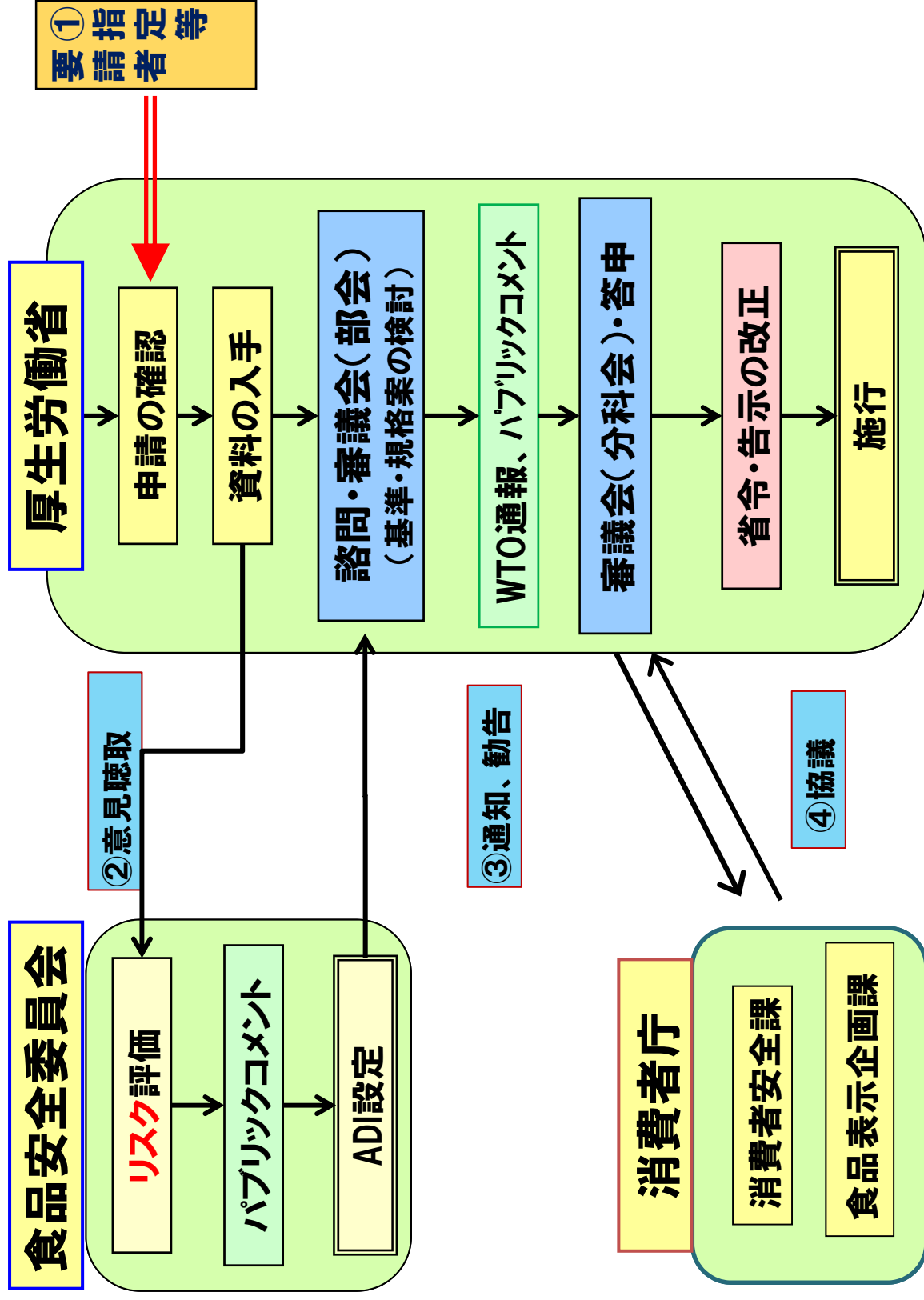
一般毒性 試験	28日間反復投与 毒性試験	実験動物に28日間繰り返し与えて生じる毒性を調べる
	90日間反復投与 毒性試験	実験動物に90日以上繰り返し与えて生じる毒性を調べる
	1年間反復投与 毒性試験	実験動物に1年以上の長期間にわたって与えて生じる毒性を調べる
特殊毒性 試験	繁殖試験	実験動物に二世代にわたって与え、生殖機能や新生児の生育におよぼす影響を調べる
	催奇形性試験	実験動物の妊娠中の母体に与え、胎児の発生、発育におよぼす影響を調べる
	発がん性試験	実験動物にほぼ一生にわたって与え、発がん性の有無を調べる
	抗原性試験	実験動物でアレルギーの有無を調べる
	変異原性試験	細胞の遺伝子や染色体への影響を調べる
	一般薬理試験	生体の機能におよぼす影響を調べる
	体内動態試験	実験動物で、その吸収、分布、代謝、排せつなどを調べる



5. 安全性を確保する組織

安全性を担保する活動

【食品安全基本法 第22～38条】



参考資料②

学校給食衛生管理基準

●学校給食衛生管理基準(平成二十一年文部科学省告示第六十四号)

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

(2)学校給食用食品の購入

③食品の選定

- 一 食品は、過度に加工したものは避け、鮮度の良い衛生的なものを選定するよう配慮すること。また、有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。
- 二 有害若しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないこと。また、可能な限り、使用原材料の原産国についての記述がある食品を選定すること。
- 三 保健所等から情報提供を受け、地域における感染症、食中毒の発生状況に応じて、食品の購入を考慮すること。